

佐賀県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月二十九日から平成二十二年三月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 高串港線	唐津市肥前町田野字中川原乙三七 三番一地先から 唐津市肥前町田野字鑑田乙一四〇 五番八地先まで	平成二二・一・二九